

**離職時に必要な  
各種手続き・支援制度のご案内**



**甲斐市**

## 目 次

1 離職時に必要な手続き.....	1
2 保険・年金・税金の手続き.....	1
3 離職によって生活や住宅にお困りの人に対する支援	
(1) 保険・年金	
①国民健康保険税の非自発的失業者の軽減.....	2
②国民健康保険一部負担金の減免等.....	2
③国民年金保険料免除.....	3
④介護保険料、介護サービス利用料の減免等.....	3
(2) 住宅	
①住居確保給付金.....	4
(3) 貸付	
①総合支援資金.....	5
②臨時特例つなぎ資金.....	6
(4) 子育て	
①病児・病後児保育.....	7
②一時預かり.....	7
③ファミリー・サポート・センター.....	8
(5) 再就職	
①ハローワーク甲府(公共職業安定所).....	9
・雇用保険.....	9
・職業訓練受講給付金(求職者支援制度).....	12
②ジョブカフェやまなし.....	13
③山梨県立就業支援センター/山梨県立峡南高等技術専門校/ 山梨職業能力開発促進センター(ポリテクセンター山梨).....	13
【用語集】	
離職時に会社から受け取る書類.....	14

## 1 退職時に必要な手続き

### 雇用保険

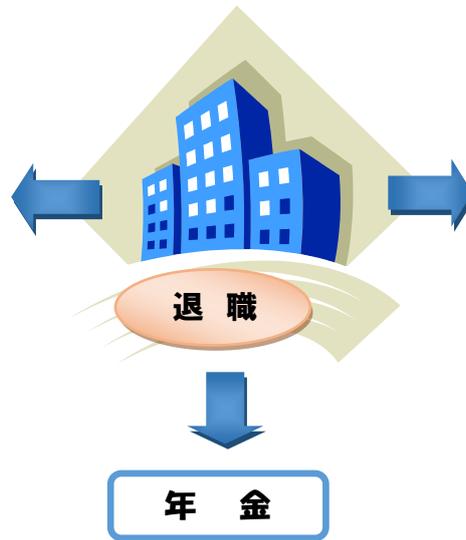
次の書類を持って、ハローワークで手続きします

- ① 離職票－1
- ② 離職票－2
- ③ 運転免許証等写真付きの本人確認が可能な公的書類
- ④ 本人名義の預貯金通帳
- ⑤ 写真2枚  
(縦3cm×横2.5cm)
- ⑥ 印鑑
- ⑦ マイナンバー通知カード等

### 健康保険

次の3つのうち、いずれか1つを選択して加入します

- ① 国民健康保険  
(市町村)
- ② 健康保険任意継続  
(協会けんぽ等)
- ③ 健康保険被扶養者  
(扶養者の勤務先)



### 年金

次の2つのうち、いずれか1つを選択して加入します

- ① 国民年金
- ② 厚生年金被扶養者

※詳細は9ページ

## 2 保険・年金・税金の手続き

退職後、再就職するまでに期間のある人は、次の手続きをお願いします。

項目	手続き内容	手続き場所	期日	必要なもの
国民健康保険	住民票のある市町村で加入、保険料は市町村で異なる	市役所	退職した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・職場の健康保険をやめた日が分かる書類 (資格喪失証明書、退職証明書等)</li> <li>・マイナンバー通知カード等</li> </ul>
国民年金	加入手続き(扶養している60歳未満の配偶者についても手続きが必要)	市役所	退職した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・年金手帳</li> <li>・退職した日が分かる書類 (離職票、退職証明書等)</li> </ul>
税金	所得税(確定申告)	税務署又は市役所	退職の翌年2月中旬～3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・源泉徴収票</li> <li>・その他各種証明書</li> <li>・マイナンバー通知カード等</li> </ul>

※加入の届出が遅れると、資格を得た月まで遡って国民健康保険税、国民年金を納めていただく必要がありますので、なるべく早く手続きをしましょう。

### 3 離職によって生活や住宅にお困りの人に対する支援

#### (1) 保険・年金

##### ① 国民健康保険税の非自発的失業者の軽減

会社の倒産や会社都合による退職などの理由で職を失った離職者(非自発的失業者)は、申請により国民健康保険税を軽減します。

##### ●対象者

- ・ 離職日の時点で65歳未満の人
- ・ 雇用保険の失業等給付を受ける人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、次の表に該当する人

離職理由 コード	離職理由
1 1	解雇
1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1	雇止め（雇用期間3年以上の雇止め通知あり）
2 2	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
2 3	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3 3	正当な理由のある自己都合退職
3 4	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6か月以上12か月未満）

##### ●軽減額

非自発的失業者本人の前年の給与所得を30/100として算定

##### ●軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで

##### ●申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑、国民健康保険証、マイナンバー通知カード等

##### ② 国民健康保険一部負担金の減免等

離職等により収入が著しく減少し、一定の要件を満たす場合、医療機関等の窓口で支払う医療費が減免及び徴収猶予されます。

問合せ先

市役所新館1階 保険課 ⑭番窓口

国民健康保険税係  
国民健康保険給付係

電話番号:055-278-1665

### ③ 国民年金保険料免除

保険料免除制度では、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、失業を理由とする場合は、失業した人の所得を除外して審査することができます。

#### ●申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証の写し、または雇用保険被保険者離職票の写し
  - ・印鑑
  - ・年金手帳
- ※世帯主、配偶者に所得がある場合は免除にならない場合があります

問合せ先

市役所新館1階 保険課 ⑭番窓口 高齢者医療・年金係  
電話番号:055-278-1665

### ④ 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

世帯の主たる生計維持者の収入が失業等により著しく減少した場合、介護保険料(65歳以上の人の分)が、減免や徴収の猶予、また介護サービス利用料も減免になる場合があります。

#### ●減免等の内容及び期間 申請内容を審査して決定

#### ●申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑
- ・介護保険被保険者証
- ・主たる生計維持者の前年度課税証明書、当該年度の収入状況の分かるもの
- ・登記事項証明書等の事業若しくは業務の休廃止を証明する書類、または事業における損失額を証明する書類

問合せ先

市役所新館1階 長寿推進課 ⑮番窓口 介護保険係  
電話番号:055-278-1693

## (2) 住宅

### ① 住居確保給付金

離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人に対して、住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

#### ● 支給対象（すべてに該当する人）

- ・ 離職後 2 年以内及び 65 歳未満
- ・ 離職前に主たる生計維持者であった
- ・ 就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う
- ・ 住宅を喪失しているまたは喪失するおそれがある
- ・ 申請者及び申請者と生計を一つにしている同居者の収入合計額が次の金額以下である  
単身世帯：7.8 万円＋家賃額（上限有）  
2 人世帯：11.5 万円＋家賃額（上限有）  
3 人世帯：14 万円＋家賃額（上限有）  
※ 4 人以上の世帯については、お問い合わせください
- ・ 申請者及び申請者と生計を一つにしている同居者の預貯金合計額が次の金額以下である  
単身世帯：64.8 万円  
2 人世帯：90.6 万円  
3 人世帯以上：100 万円
- ・ 雇用施策による給付・貸付、地方自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付・貸付を申請者及び申請者と生計を一つにしている同居者が受けていない
- ・ 申請者及び申請者と生計を一つにしている同居者のいずれもが暴力団員でない

#### ● 支給額

賃貸住宅の家賃額

※ 地域ごとに設定された上限額と収入に応じた調整があります

#### ● 支給期間

原則 3 か月

※ 一定の条件を満たせば、最大 9 か月受給可能

※ 支給期間中は、ハローワークでの月 2 回以上の職業相談、社会福祉協議会就労支援員等による月 4 回以上の面接支援を受けること、求人先への原則週 1 回以上の応募することなどが必要です

問合せ先

甲斐市社会福祉協議会

甲斐市島上条 3163

電話番号:055-277-1122

### (3) 貸付

#### ① 総合支援資金

失業等により日常生活全般に困難を抱えている人に対し、継続的な相談支援と生活費及び必要な資金の貸付を行うことにより、自立に向けた支援を行います。

##### ●貸付対象（すべてに該当する人）

- ・低所得者世帯であって、収入の減少や失業等が原因で生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている
- ・現に住居があるまたは住居がない場合は住宅支援給付の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる
- ・雇用保険、年金などを含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない
- ・社会福祉協議会や関係機関（ハローワークなど）から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意している
- ・貸付と相談支援により、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）が見込める
- ・本人及び世帯員が暴力団員でない

##### ●貸付額

- ・生活支援費（貸付期間：原則3か月・最長1年間）  
2人以上の世帯：上限月額20万円  
単身世帯：上限月額15万円
- ・住宅入居費（敷金・礼金等）：上限40万円
- ・一時生活再建費：上限60万円

##### ●連帯保証人

原則必要

##### ●貸付利率

無利子又は年1.5%（連帯保証人が立てられない場合）

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です

※貸付に当たっては、社会福祉協議会の審査があります

問合せ先

甲斐市社会福祉協議会  
甲斐市島上条 3163  
電話番号:055-277-1122

## ② 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的な給付・貸付の交付を受けるまでの間の生活費に困窮している人に対して、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの、つなぎ資金の貸付を行います。

### ●貸付対象（すべてに該当する人）

- ・住居のない離職者である
- ・公的給付（失業等給付、住居確保給付金等）、または公的貸付（総合支援資金貸付等）の申請を受理しており、かつその給付・貸付の開始までの生活に困窮している
- ・借入申込者本人名義の金融機関の口座がある

### ●貸付額

上限10万円

### ●連帯保証人

不要

### ●貸付利率

無利子

**問合せ先**

**甲斐市社会福祉協議会**

**甲斐市島上条 3163**

**電話番号:055-277-1122**

#### (4) 子育て

##### ① 病児・病後児保育

保護者の求職活動や職業訓練等のため、病気のお子さんや回復期のお子さんの世話を家庭で行うことが難しい場合に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

- 利用登録 利用者は事前に市役所への登録が必要です
- 実施園 クローバー保育園（私立）
- 利用料 市内1人1回2,000円（所得に応じ減免あり）  
市外1人1回2,500円

問合せ先

市役所新館1階 子育て支援課 ⑬番窓口 保育係  
電話番号:055-278-1692

##### ② 一時預かり

現在保育園などに入園していないお子さんで、保護者の求職活動等のため、一時的に保育が必要な場合、保育園でお子さんを預かります。

※市内在住者に限ります。

※お子さんの状況等によっては、お預かりできない場合もありますので、事前にご相談ください。

問合せ先

各保育園

##### ● 公立保育園(6箇所)

施設名	住所	電話番号
竜王北保育園	甲斐市竜王新町 640-1	055-276-2120
竜王東保育園	甲斐市富竹新田 973-1	055-276-4238
竜王西保育園	甲斐市竜王 1671	055-276-5741
竜王中央保育園	甲斐市西八幡 33	055-276-6021
敷島保育園	甲斐市島上条 1248-1	055-277-2049
双葉西保育園	甲斐市宇津谷 4542	0551-28-2137

### ③ ファミリー・サポート・センター

市内在住の保護者で求職活動等のため、お子さんを短時間預かって欲しい場合などにぜひご利用ください。

- お子さんの範囲 生後3か月程度の乳幼児から小学校6年生まで
  - 費用 1時間：700円(月～金：午前7時～午後7時)  
1時間：800円(上記時間外、土・日・祝日、年末年始(12/29-1/3))
- ※援助に必要なものや交通費などは、依頼会員の負担となります。  
※市から1回の利用につき、1時間200円(3時間限度)が助成されます。  
※詳細はお問い合わせください。

#### 問合せ先

**甲斐市ファミリー・サポート・センター**

**甲斐市島上条 1248-1**

**電話番号:055-277-1762**

#### ◇開館日時

**火曜日～土曜日 午前9時～午後6時**

**祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く**

## (5) 再就職

### ① ハローワーク甲府(公共職業安定所)

窓口での職業相談・職業紹介、雇用保険の求職者給付、また、就職するために必要な技能や知識を身につけるための職業訓練コースの情報提供・斡旋を行っています。

#### 問合せ先

#### ●ハローワーク甲府

甲府市住吉 1-17-5

電話番号:055-232-6060

職業相談・職業紹介(41#) 雇用保険給付(11#)

#### ◇利用時間

平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

#### ◇インターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp>

#### ●ヤングハローワーク(甲府新卒応援ハローワーク)

電話番号:055-221-8609

#### ●山梨県求職者総合支援センター

電話番号:055-226-8609

#### ●山梨県子育て就労支援センター

電話番号:055-226-1188

甲府市飯田 1-1-20 山梨県JA会館5階

#### ◇利用時間

平日(月～金) 午前9時30分～午後6時00分

## ○雇用保険

労働者が失業した場合、安定した生活を送りつつ、1日も早い再就職へ向けた求職活動を支援するため、「基本手当」(いわゆる失業手当)が支給されます。

なお、一定の被保険者期間が必要で、就職したい意思と、就職に支障ない健康状態・環境といった就職できる能力があり、積極的な求職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態の方が対象となります。

## 【手続きの流れ】

### 1 必要な書類を揃える

- ①離職票－1、離職票－2
- ②雇用保険被保険者証
- ③運転免許証、またはマイナンバーカード、または住民基本台帳カード（写真付き）  
※上記を両方ともお持ちでない場合は、以下のうちから2種類
  - ・パスポート
  - ・住民票（住民票記載事項証明書、印鑑証明書でも可）
  - ・国民健康保険被保険者証
- ④印鑑
- ⑤写真2枚（直近3か月以内・縦3cm×横2.5cm程度）
- ⑥本人名義の預貯金通帳、またはキャッシュカード
- ⑦個人番号（マイナンバー）が確認できる次のいずれかの書類
  - ・個人番号カード（マイナンバーカード）
  - ・個人番号通知カード
  - ・個人番号の記載のある住民票



### 2 手続き開始(求職の申込み)・・・必要な書類が揃ったらすぐに



### 3 待期間・・・求職の申込みから7日間

- ・基本手当を受け取るには、受給資格の決定から失業の状態が通算して7日間経過するまでは基本手当は支給されません。



### 4 雇用保険受給説明会に出席・・・求職の申込みから約10日後

- ・説明会では、今後の基本手当の受取りに必要な「失業認定申告書」と「雇用保険受給資格者証」が渡されます。また雇用保険受給手続きの進め方についてご説明しています。



### 5 1回目の失業認定日に出頭・・・求職の申込みから3～4週間後

- ・説明会でもらった「失業認定申告書」に就職活動の状況を記入して提出します
- ・2回目の失業認定日が指定されます



## 6 基本手当の受け取り・・・1回目の失業認定日から5～7日後

・最初の手当が口座に振り込まれます

※給付制限がかかる方は、2回目の認定日から支給対象



## 7 2回目の失業認定日に出頭・・・1回目の失業認定日から4週間後

### ◆注意◆

スケジュールが事前に取り決められていますので、それに従わなければなりません。

もし、病気や不慮の事故で出頭できなかった場合は、それを証明する書類を添えて、手続きをしなければなりません。

また、退職理由が「自己都合」の場合は、3か月の給付制限がありますので、1回目の失業認定日には、基本手当の支給はありません。

雇用保険の受給には求職活動が必要です。職業講習会への参加が必要になる場合があります。

## ○職業訓練受講給付金(求職者支援制度)

ハローワークの支援指示を受けて、無料の職業訓練を受講する人が、一定の要件を満たす場合に、訓練を受けやすくするための給付です。

### ●対象者(すべてに該当する人)

- ・ハローワークの支援指示により、求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する
- ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない
- ・本人収入が8万円以下、かつ世帯収入が月25万円以下である
- ・世帯全体の金融資産が300万円以下である
- ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ・すべての訓練実施日に出席する(やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席率がある)
- ・訓練期間中～終了後は定期的にハローワークに来所し、職業相談を受ける
- ・同世帯の人で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ・既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している
- ・過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金を受けたことがない

### ●支給期間

職業訓練受講期間中

### ●支給額

受講手当：月額10万円

通所手当：通所経路に応じた所定の金額

寄宿手当：月額10,700円

### 問合せ先

ハローワーク甲府

甲府市住吉1-17-5

電話番号:055-232-6060(45#)

◇利用時間

平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

◇インターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp>

## ② ジョブカフェやまなし

おおむね15歳～34歳までの学生、仕事を探している人などを対象に無料で就職情報の提供、キャリア・カウンセリング、求人検索、職業紹介など就職活動に必要なサービスがトータルに受けられます。

### 問合せ先

#### ジョブカフェやまなし

甲府市丸の内 1-8-5 県民情報プラザ1階

電話番号:055-233-4510

#### ◇利用時間

平日:午前9時30分～午後6時

土曜日:午前10時～午後5時

#### ◇インターネットサービス

<https://job.pref.yamanashi.jp/jobcafe>

## ③ 山梨県立就業支援センター/山梨県立峡南高等技術専門校/ 山梨職業能力開発促進センター(ポリテクセンター山梨)

求職中の人を対象に、3か月～1年間の職業訓練を行っています。職業訓練には、就職相談と職業紹介をセットし、ワンストップで就職をサポートします。

### 問合せ先

#### ●山梨県立就業支援センター

甲府市塩部 4-5-28

電話番号:055-251-3210

#### ●山梨県立峡南高等技術専門校

南巨摩郡富士川町青柳町 3492

電話番号:0556-22-3171

#### ●山梨職業能力開発促進センター(ポリテクセンター山梨)

甲府市中小河原町 403-1

電話番号:055-242-3066

## 【用語集】 離職時に会社から受け取る書類

### 1 年金手帳

入社時に会社に預けて、退職時に本人に返却される公的年金の手続きに必要な手帳です。一生使う大切な手帳ですから、保管には十分気をつけましょう。

### 2 雇用保険被保険者証

雇用保険の手続きをする時に必要な書類で、1人につき1枚交付されます。年金手帳と同様に、入社時に会社に預け、退職時に本人に返却されます。

### 3 健康保険被保険者資格喪失証明書

会社の健康保険から脱退した証明書で、退職後に国民健康保険に加入する場合に必要となります。

### 4 退職証明書

退職後に健康保険の家族の被扶養者になる場合に必要な書類です。

### 5 離職票

雇用保険の手続きをする際に必要な書類で、離職票－1と離職票－2の2枚があります。退職日の翌日以降、約10日前後の受け取りとなります。再就職が決まっている場合は不要ですが、万が一のことも考えて、受け取っておく方が良いでしょう。

### 6 源泉徴収票

退職後に自営業を始めた場合や、退職した年に再就職しなかった場合は、ご自身で確定申告の手続きを行います。確定申告の手続きには、源泉徴収票が必要になります。また、再就職した場合は、就職先の会社に源泉徴収票を提出して、税金の手続きをしてもらうことになります。

### 7 厚生年金基金加入員証

厚生年金基金に加入していた人は、この証書が渡されます。基金の年金請求時に必要なもので、書式は厚生年金基金ごとに違っています。

甲斐市マスコットキャラクター

やいばたいぬ 



**離職時に必要な各種手続き・支援制度のご案内**

令和元年6月改定

発行／甲斐市建設産業部商工観光課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

電話番号 055-278-1708